

全銀協 TIBOR 改革に関する Q & A

平成 29 年 2 月

一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関

Q1:全銀協 TIBOR 改革が実施されることにより、全銀協 TIBOR について何が変更されるのか。

A1:当運営機関は、平成 29 年7月 24 日付をもって、全銀協 TIBOR 改革を実施いたします。

この全銀協 TIBOR 改革による変更点は、以下の4点です。

①呈示レートの算出・決定プロセスの統一・明確化による透明性の向上

海外の金融指標不正操作事件に端を発する国際的な金融指標改革の動向を踏まえ、全銀協 TIBOR についても「より実取引に依拠する」ことが要請されてきました。

当運営機関は、平成 26 年 12 月に公表した「FSB 等報告書を受けた全銀協 TIBOR の更なる改革について」、平成 27 年8月に公表した「全銀協 TIBOR の更なる改革について」、加えて平成 28 年 11 月に公表した「全銀協 TIBOR 改革の実施に向けた『全銀協 TIBOR 行動規範』等の一部改正案について」の3度に渡り、市中協議を実施し、全銀協 TIBOR 改革後のあるべき姿について、ご意見を伺って参りました。

これら市中協議の結果を踏まえ、現行の全銀協 TIBOR の定義は変更せずに、「より実取引に依拠した」金利指標とするために、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスを統一・明確化いたしました。なお、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスであるウオーターフォール構造は、「全銀協 TIBOR 行動規範」(平成 29 年2月 20 日改正版)で定めています。

②公表時間の変更

平成 29 年7月 24 日公表分から、全銀協 TIBOR の公表時間を「当日正午まで」から「当日午後1時まで」に、1時間後ろ倒しいたします。

③2か月物テナーの廃止

平成 31 年4月第1営業日公表分から2か月物テナーを廃止いたします。

④個別リファレンス・バンクの呈示レートの同時公表の停止

平成 31 年4月第1営業日公表分から個別リファレンス・バンクの呈示レートの同時公表を停止いたします。

Q2:利用者として何か影響が生じる事項はあるのか。

A2:全銀協 TIBOR 改革により、利用者の方々に影響が生じ得る点は、以下の2点です。平成 29 年 7 月 24 日以降の全銀協 TIBOR の利用に当たっては、特にご注意ください。

①公表時間の変更

平成 29 年 7 月 24 日公表分から、全銀協 TIBOR レートの公表時間を「当日正午まで」から「当日午後 1 時まで」に、1 時間後ろ倒しいたします。

したがって、全銀協 TIBOR レートを参照する取引にご利用いただく際には、公表時間の変更について、注意が必要です。

②2 か月物テナーの廃止および個別リファレンス・バンクの呈示レートの同時公表の停止

平成 31 年 4 月第 1 営業日公表分から、2 か月物テナーを廃止するとともに、個別リファレンス・バンクの呈示レートの同時公表を停止いたします。したがって、これらのテナー等を参照している契約に影響が生じますので、契約当事者間でご対応を協議いただくようお願い申し上げます。

Q3:貸出金や、デリバティブの契約において、全銀協 TIBOR を参照している場合において、今回の全銀協 TIBOR 改革により、契約の変更は必要になるのか。

A3:最終的には、各契約当事者間においてご判断いただくこととなりますが、今回の全銀協

TIBOR 改革の目的は、現行の全銀協 TIBOR の定義を変更せずに、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスを統一・明確化することで、全銀協 TIBOR の透明性・公正性を向上させるものであり、全銀協 TIBOR の実質的同一性は維持されていると考えています。

具体的には、全銀協 TIBOR の定義、名称が同一であるなど、これまでと同一の指標として、ご利用いただくことが可能であり、既存の契約の変更は必要ないものと考えています。

なお、本件に係る法的検討の結果については、別紙 3 の「弁護士意見書(メモランダム)」をご参照ください。

以上